

第 2 2 6 8 - 1 号
令和 3 年 1 月 8 日
発行：只 見 町
編集：地 域 創 生 課
広 報 広 聴 係
https://www.town.tadami.lg.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



ブナリン イワっぺ 7カシヨちゃん

広報
ただみ

おいらせぽん

新型コロナウイルス
感染症に関する支援
制度の申請について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等を対象とした次の支援制度は、申請期間が令和3年1月15日（金）までとなっています。申請予定の方は早め
に手続きをしてください。

【対象の支援制度】

○感染拡大防止対策事業補助
事業者の感染防止対策となる物品購入や設備導入等の費用に対し、上限10万円まで補助

○事業継続支援金
昨年4月～12月の連続した3月の売上額が前年比20%以上減少した事業者に対し15万円を給付

○生活支援給付金
昨年4月～12月の連続した3か月の平均給与支払額が前年比20%以上減少した従業員に対し10万円を給付

※制度の詳細については、観光商工課までお問合せください。

○問合せ先 観光商工課
(Tel 82・5240)

高齢者等住宅屋根
除雪費助成制度

自力で住宅屋根の除雪をするところが困難な方を対象に、住宅屋根の除雪及び排雪に要する経費の一部を助成します。

助成の対象となる方は、只見町に住所を有し、自力で住宅屋根の除雪をすることが困難な方で、次に該当する世帯です。

○助成対象世帯について

① 65歳以上の方のみで構成される世帯で住民税が非課税の世帯

② ひとり親家庭を含む世帯で住民税が非課税の世帯

③ 重度心身障がい者（身体1級と2級及び3級で心臓・腎臓・呼吸器等の障がい、知的AとB、精神1級と2級）の方がいる世帯で住民税が非課税の世帯

※助成対象世帯に該当するか分からない場合は保健福祉課までご連絡ください。

○助成金について

助成金は、住宅屋根の除雪とその除雪に伴う排雪に要した経費を対象に、1回あたり2分の1の額を助成します。

なお、助成金は年間4万円を限度とします。

○申請方法

保健福祉課または町民生活課、朝日・明和振興センターにあります申請用紙に、除雪費の領収書の写しを添えて、保健福祉課まで提出してください。審査後、口座振り込みにより申請者へ助成金を支払います。

○申請期限 4月12日（月）

○問合せ先 保健福祉課
(Tel 84・7010)

〈保健福祉課〉

冬季講座
の延期について

各振興センターで計画しておりました「冬季講座」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間延期とさせていただきます。講座再開の場合は、申込者に直接連絡をさせていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

〈三地区振興センター〉

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel 82・5240）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	月額 148,900～ 181,100 円	只見町長浜字久保田 11 電話：84-7110	交替制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌 8:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月給 156,100～ 192,900 円	只見町小林字七十苅 622-1 電話：86-2008	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
(株)コスモメディ カルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月給 156,100～ 192,900 円	只見町只見字原 707-1 電話：82-5006	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 介護補助	時給 800～ 851 円		交替制あり 8:00～18:00 の間の 5 時間 程度 ※勤務時間、日数は相談 に応じます。	雇用 労災	特になし
季の郷 湯ら里	【正社員以外】 レストラン・宴会などの 接客サービス	時給 800 円～	只見町長浜字上平 50 電話：84-2888	交替制あり ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 ※中抜け勤務あり ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更にな る場合があります。	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【パート】 レストラン・宴会などの 接客サービス			交替制なし 17:00～21:00 ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更にな る場合があります。	雇用 労災	
	【パート】 調理業務全般			交替制あり ①9:00～13:00 ②10:00～13:00 ③17:00～20:00	雇用 ※労働日 数により 加入 労災	
	【正社員以外】 調理業務全般			交替制なし ①9:00～14:00 ②17:00～20:00	雇用 労災 健康 厚生	
(株) ニッコトラスト	【正社員以外】 清掃作業 4 か月以上	時給 800 円～	南会津町和泉田字 稲場 5510-1 電話：72-8577 就業場所： 田子倉電力所	交替制なし 7:30～11:30	雇用 ※労働日 数により 加入 労災	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590～ 8,550 円	只見町長浜字唱平 31 電話：84-2101	交替制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③10:00～19:00 ④17:30～翌 9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 看護員（臨時） 看護員（パート） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 7,040～ 8,280 円 時給 880～ 1,035 円		交替制なし 9:00～18:00 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生 ※パート は労働日 数により 加入	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可） 看護師または 准看護師免許

〈観 光 商 工 課〉

中小事業者（個人事業主含む）の方へ

固定資産税の減免

令和３年度分固定資産税の減免について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった中小事業者（個人事業主の方を含む）の方を対象に、事業に使用している家屋と償却資産の令和３年度の固定資産税の減免を受けることができます。

対象となる方

○以下①②のいずれも満たす納税者（納税義務者）の方が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月から同年１０月までの連続する任意の３か月間の売り上げ高が、前年の同期間と比べて３０％以上減少している方。

② 中小事業者（個人事業主を含む）の方で只見町に事業に供している家屋又は償却資産を所有している方。

※「中小事業者」とは、資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が１０００人以下の法人、常時使用する従業員の数が１０００人以下の個人を指します。

減免となる税額

○令和３年度只見町固定資産税（令和３年４月発布予定）の事業用家屋と償却資産分

※令和２年取得の固定資産を含みます。

・令和２年２月から同年１０月までの連続する任意の３か月間の売り上げ高が、前年の同期間と比べて、

３０％～５０％未満減少している事業者の方	⇒ ５０％減免
５０％以上減少している事業者の方	⇒ 全額減免

申請手続等

○令和３年１月４日から令和３年２月１日までに申請が必要です。（令和２年中取得の償却資産申告も同様に受け付けます。）

○申請時には認定経営革新等支援機関等（只見町では商工会、会津よつば農業協同組合、酒井会事務所有限会社）の認定書が必要になります。（認定申請時には収入の減少が確認できる書類等を各機関に持参して下さい。）

※「認定経営革新等支援機関」とは税務、財務等の全問的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関として認定されたもの（商工会、税理士、公認会計士、弁護士など）。

○問い合わせ窓口及び申請書提出先

・只見町役場町民生活課 税務係 TEL ０２４１－８２－５１１０

○申請書類及び添付書類

・申請書類は只見町役場駅前庁舎及び朝日・明和振興センター窓口、只見町のホームページに掲載しております。

・申請時は事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受け、確認を受けた時の資料の写しと申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードの写し等）を添付してください。

只見町役場 町民生活課

- 今週の行事 -

１月１２日（火） おたっしや教室 （黒谷入集会施設） １０：００～１１：３０

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（TEL ８２－５２４０）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護老人 ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり ４か月以上 令和３年１月～	日額 6,590～ 8,280 円	只見町長浜字久保田 １ 電話：84-7550	交替制あり ①7:00～16:00 ②8:30～17:30 ③9:00～18:00 ④9:30～18:30 ⑤10:00～19:00 ⑥11:00～20:00 ⑦17:00～翌 10:00 ※夜勤について要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 臨時調理職員 雇用期間の定めあり ４か月以上 令和３年３月～	日額 6,590～ 8,280 円		交替制あり ①6:00～15:00 ②10:00～19:30 ③6:00～10:00 ④15:30～19:30 ※パート勤務可		

〈観 光 商 工 課〉

みんなの伝言板

◆只見線利活用推進協議会より「只見線鉄道施設パネル展」のお知らせ

只見線の鉄道施設を観光資源・学習資源として活用していくことを目的として、只見線鉄道施設のパネル展を開催いたします。只見町の第八只見川橋梁や六十里越トンネルも展示されますのでぜひご来場ください。

○と き １月１５日（金）～２９日（金）１０：００～１６：３０ ※月曜休館

○と ころ 東北電力奥会津水力館 みお里 MIORI ®（金山町）

○入 館 料 無料

○問合せ先 只見線利活用推進協議会（TEL ０２４－５２１－８７３６）

◆只見町社会福祉協議会より ホームヘルパー（臨時職員）募集内容の訂正について

１２月２５日発行おしらせばんに掲載しました「ホームヘルパー（臨時職員）募集」の応募資格に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

○訂 正 前 昭和５０年までに生まれた方

○訂 正 後 昭和５０年以降に生まれた方

◆ケガや病気による障害でお悩みの方へ「障害年金無料相談会」開催のお知らせ

「障害年金」とは、２０歳以上６５歳未満（原則）の方で一定の年金保険料納付の基準を満たし、ケガや病気による障害で「日常生活に支障がある」「就労に制限がある」など所定の障害状態になった場合に支給される公的年金です。精神疾患も対象となり、癌や糖尿病などをはじめ、ほとんどの病気が対象となります。

相談会は個別相談となります。おひとり様３０分程度で３名様限定といたします。

○と き 令和３年１月１６日（土）１３：００～１５：００

○と ころ 只見振興センター 学習室

○そ の 他 当日はコロナ対策のためマスクの着用をお願いいたします。

○応募方法 下記の問合せ先にお電話ください。※先着順となります。

○問合せ先 吉津社会保険労務士事務所（TEL ７２－８２８８ ／ TEL ０９０－２１６３－５４９８）

広報 ただみ おんらせぼん



ブナリン



イワッペ



フシヨウチヤン

マイナンバーカードに 関連する窓口対応に ついて

システムの更新により、次の日程で窓口でのマイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等の対応が出来なくなります。ご了承ください。

○と き

1月12日（火）午前中

○問合せ先 町民生活課町民係

（Tel 82・5100）

〈町民生活課〉

油流出事故に

「ご注意ください」

灯油や燃料の取り扱いには十分注意し、特に流出事故の発生がないようご注意ください。

流出事故が発生した場合は、火災の危険性や周辺・下流域の水質汚染の発生につながるとともに、その処理費用は原因者負担となります。

○特に注意すべき点

・ホームタンクなどから灯油を小分けにするとき、絶対にその場を離れない。

・配管に損傷がないか、周辺に異臭がないか、日頃からこまめに気を配る（周辺を除雪する際は特にご注意ください）。

○油流出が発生した場合

・流出拡大を防止するとともに回収する。

・消防署並びに役場に連絡する。

○問合せ先

・南会津広域消防署只見出張所

（Tel 84・2119）

・只見町役場町民生活課

（Tel 82・5100）

〈町民生活課〉

只見とっておきの話Ⅱ

を販売します

○購入方法

・取扱店の店頭で購入ください。

・郵送等を希望する場合は、米屋

書店へ電話（Tel 82・2778）、

FAX（82・3435）等で直

接お申し込みください。

○取扱店

・米屋書店

・季の郷湯ら里

・只見町観光まちづくり協会

○価格（税込）

・店頭価格 1冊 1,000円

・郵送価格 1冊 1,500円
 ○問合せ先
 教育委員会生涯学習係
 （Tel 82・5320）
 〈教育委員会〉

只見町民スキー

大会の中止について

2月21日（日）に開催を予定しておりました「只見町民スキー大会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。関係者の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

〈只見町体育協会〉

〈教育委員会〉

朝日診療所より

電話をしてから受診を

新型コロナウイルス感染症対応のため、発熱・風邪等の症状がある方は、受診前に必ず診療所へ電話相談（Tel 84・2221）をしてください。

その際、保険証の確認をしますのでお手元にご準備ください。

〈朝日診療所〉

町民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症について、首都圏の1都3県に緊急事態宣言（期間：1月8日～2月7日）が発出されました。全国的に感染拡大に歯止めがかからず、県内でもクラスターが相次いで発生し、医療提供体制への負担が増加しています。

現時点で、町内で感染は確認されておりませんが、いつどこで感染してもおかしくないという危機感をもち、一人一人が感染防止対策を実施してください。

家庭や職場内において「新しい生活様式」の継続と併せて、適切な換気や湿度の確保など、冬場の感染防止対策を徹底しましょう。

今後も、以下についてご理解とご協力をお願いします。

○緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来は控えるようお願いします。やむを得ず移動する場合は、慎重な行動をお願いします。

○家庭内でも基本的な感染症対策を徹底し、特に大人数での会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意をお願いします。

○外出する際には、移動先の情報を確認し、混雑する場所や時期を避けるようお願いします。

今後も新型コロナウイルスの感染者が発生することは避けられません。町民の皆さまには、**新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者、医療従事者などへの差別や偏見は、絶対になさらないようにお願いします。**

他人を思いやり、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、この難局を乗り越えていきましょう。

令和3年1月8日

只見町新型コロナウイルス対策本部

